

定額減税しきれないと見込まれる人への定額減税調整給付金の支給

問合せ先 地域福祉課福祉総務グループ（あいあい ☎84-3311）

国の経済対策に基づき、物価高の影響を受けた国民の負担を軽減するため、定額減税が実施されています。その中で、定額減税を十分に受けられない人に対して、次のとおり定額減税調整給付金を支給します。

対象者等

令和6年1月1日時点で亀山市に居住し、次の①所得税（令和6年推計所得税）または②住民税（令和6年度個人住民税所得割）のどちらかが課税されており、定額減税しきれないと見込まれる人（ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限ります。）

※①所得税（令和6年分推計所得税）について、令和6年所得税は確定していませんが、早期に給付を行う観点から、令和5年所得税から推計します。

※所得税と個人住民税所得割の両方が非課税の人は定額減税の対象にならないため、本給付金の対象になりません。

1 所得税分の計算方法

定額減税可能額 3万円×減税対象人数※

※納税者本人、控除対象配偶者、扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）の合計。ただし、国外に居住する控除対象配偶者および扶養親族は除きます。

計算方法

①定額減税可能額

3万円×（本人+扶養親族数）

②令和6年分推計所得税額

（令和5年分所得税額）

③所得税調整給付額

（③<0の場合は0）

2 個人住民税所得割分の計算方法

定額減税可能額 1万円×減税対象人数※

計算方法

④定額減税可能額

1万円×（本人+扶養親族数）

⑤令和6年度分個人住民税

所得割額

⑥個人住民税調整給付額

（⑥<0の場合は0）

支給額

③+⑥の合計額を1万円単位で切り上げて支給

※令和6年の年末調整や確定申告で所得税が減少し、支給額に不足がある場合は、令和7年に給付金を追加で支給します。

支給計算例 納税義務者本人が、妻と子ども2人を扶養している場合

【所得税分】 ①所得税の定額減税可能額 : 30,000円×（本人1人+扶養親族3人）=120,000円
②令和6年分推計所得税額 : 73,000円
③所得税調整給付額 : ①120,000円-②73,000円=47,000円

【個人住民税所得割分】 ④個人住民税所得割の定額減税可能額 : 10,000円×（本人1人+扶養親族3人）=40,000円
⑤令和6年度分個人住民税所得割額 : 25,000円
⑥個人住民税調整給付額 : ④40,000円-⑤25,000円=15,000円

支給額 70,000円（1万円単位で切り上げ） : ③47,000円+⑥15,000円=62,000円

申請方法等

※対象の人へのみ案内文書を7月下旬から順次郵送します

市から郵送される①確認書に振込先口座などの必要事項を記入し、次の②および③を添付し、提出期限までに同封の返信用封筒で返送してください。

提出期限 令和6年10月31日（木）（当日消印有効）

提出書類 ①定額減税調整給付金給付要件確認書

②振込先の金融機関口座の通帳やキャッシュカードの写し

③本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）の写し

支給時期・方法 市が確認書などを受理し、内容に不備がなければ、受理してから3週間程度で、申請者等の本人名義またはご指定の口座へ振込予定

不明な点などは、次の連絡先へお問い合わせください。

■ 定額減税調整給付金について

【窓口】 地域福祉課福祉総務グループ（あいあい1階 ☎84-3311）

【コールセンター】 ☎0800-200-1857

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

■ 定額減税について

【窓口】 税務課市民税グループ

（本庁1階 ☎84-5011）

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）